

岡崎市監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和7年7月2日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

措置の通知書 （環境部 ごみ対策課）

令和 6 年10月23日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第10号関係分

令和 7 年 4 月30日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
生ごみ減量化促進補助金について、申請額を超える額の補助金を交付しているものがあったため、適正な処理をされたい	昨年度以降は、補助金の申請書を受理した後、複数の職員による申請内容の厳格なチェックを行い、申請者の明らかな記載誤りがあれば速やかに申請者に対して訂正を求めるよう改め、岡崎市生ごみ減量化促進補助金交付要綱に沿った適正な事務処理に努めている。 今後も今回の御指摘事項に該当する事例が生じないよう万全を期していく。